

はいじま保育園 入園のしおり



卒園まで保存し
ご家族で時々確認
お願いします。

社会福祉法人大龍会

はいじまほいくえん
拝島保育園

〒196-0002 昭島市拝島町 2-4-26

TEL 541-1074

FAX 541-1187



児 童 憲 章

1951年5月5日 宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

保育園によろこ

どの子も賢く健やかに成長できるよう、ご家庭と保育園は手をつなぎ、力と知恵を寄せ合しましょう。子育てという共同作業を通して、私たち大人も子どもと共に成長できるように…… どうぞよろしくお祈いします。

拜島保育園 職員一同

親にとって保育園とは

保育園とはお子さんにとって初めての集団生活と同時に、保護者の方にとっても初めて集団生活の中に子どもを預けることでもあります。色々ご心配の事もあるかと思いますが、極力園も皆さまの不安に寄り添って、共に子育てをしていきたいと考えています。

入園されるとなった時、皆さま方も園に入るにあたって御承知しておいて頂きたいことは、保育園とは本来親がすべき子育てを、生活、もしくはご自身の夢のために仕事をされる方を、社会的にサポートしていくために、仕事の間、親の代わりに子どもを預かり、教育的な配慮も行っていけるように児童福祉法に基づき設置されたものです。そのため社会的なサポートを行うために、皆さまの保育料には、税金による補助がされております（皆さまに税金が行くのではなく、保育園に税金が直接入り、親に行く保育料の請求自体を安くする方法になっています）。

このような制度のため他のサービス、遊興施設と違い、ご自身の都合だけで使える施設とは違うことをご了承ください。誰でも入園出来るわけではなく、市役所の審査があり、必要な方のみが入園出来るのも、あくまで仕事の都合や諸事情で、社会的なサポートを必要とする方が利用する場所であるためです。

入園にあたって

安全にお預かりするために、事前にお子さんの事や、保護者の方の仕事状況を聞かせていただきます。入園前の3月に説明会を開催し、入園時に必要となる物の説明や園のルールをお伝えすると同時に、お子さんの生育歴等も聞かせていただきますので、よろしくお祈いします。

保育内容

- 一年齢や成長に合った、家庭的な環境の中で、自由に遊んですごします。
- 一乳児期には育児担当を決め、一人の大人が密接に世話することで、情緒の安定をはかります。
- 一食事、睡眠、着替え、清潔などに配慮し、自立した健康的な習慣を育てます。
- 一拝島周辺の自然や文化財、季節の行事、人とのつながりなど地域の財産を保育に生かします。
- 一畑作りや動物の世話など本物に触れ、体験を通して自然への感性を育てます。
- 一幼児クラスになると…
 - *たて割りクラスになり、異年齢で活動的に助け合って過ごします。
 - *より幅広い成長をうながすため、あそびの形で次のような「課業」に取り組みます。

① 環境認識

人のからだ、動物、植物、交通など自分を取りまく環境を知る。

② 体操

毎身体操、週一回の課業を通して運動発達を助ける。

③ 音楽（わらべうた）

日本古来のわらべうたを大切に、無理のない音域の中で歌や遊びを楽しみ、五感を育てる。

④ 数

遊びの中で量、分類、比較、形、数などを知り、知的能力を高める。

⑤ 文学

昔ばなし、詩、言葉遊びを楽しみ、想像力を育てる。

⑥ 描画・手仕事

自由に自分を表現することを楽しみ、考え、工夫する力を育てる。

こんなこともしています

子育てに絵本を（2歳児クラス・幼児クラスは絵本の貸出をしています）

子どもの活字離れ、読解力の低下が心配されていますが、子どもは本来、お話を聞いたり、絵本を読んでもらうのが大好き。特に子供時代には自分で読むことよりも、両親に読んでもらうことを喜びます。親子のコミュニケーションの助けにもなります。園では「保育士が選んだ300冊」を定期的に貸出、親子読書をおすすめしています。

保育園の生活に慣れるまで

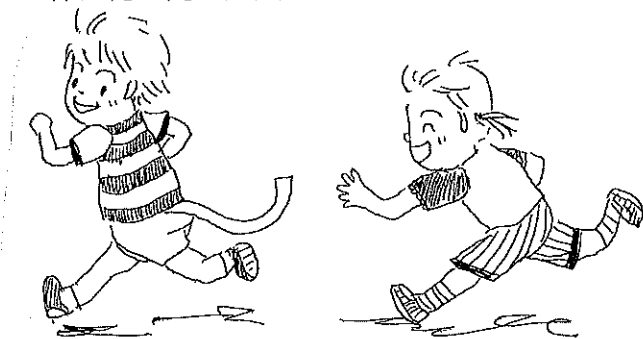
みなさんの暮らしを振り返ってみてください。

新しい環境に入るとき、例えば、入学や就職、結婚、引越し等のたびに、様々なストレスにさらされ、緊張したり、悩んだり、体調を崩したりしたりしながら新しい環境に慣れてきたなという覚えはありませんか？

子どもにとって「保育園に入る」ということは、生まれて初めて親の懐から離れ、外の世界に出て行く冒険の始まりとも言えます。それが大人であれば、ある程度は自分で望んで環境を変えているわけですが、子どもはどうでしょうか。小さい子ほど大人の判断にゆだねるしかありませんね。

子どもの立場で考えるなら、新しい環境になれるには“できるだけゆっくり段階を追って慣れるのが望ましい”のです。（保育園児より大きい小学生でも入学後、給食を食べるまでに一か月以上もかけるのです）

しかし、現実の保育園では、保護者のお仕事やご都合を保障する役目も担っていますから、子どもだけを最優先にはできません。そこでやむなく「**大急ぎの慣らし保育**」をすることになります。子どもによっては環境への適応に個人差があり、一律に何日間で大丈夫というわけにも行きません。



この保育園では、一人ひとり子どもの表情や体調、食事やお昼寝の様子を見ながら（**慣らしではなく**）**慣れ保育**をしたいと考えています。乳児クラスでは親子で保育室に入り穏やかに慣れていくように「**親子の慣れ保育**」をしています。

※ご家庭の事情も考慮しながら、無理のない「**慣れ保育**」を進めます。
ご理解のほどよろしくお願いたします。

園の行事

★・・・幼児クラスのみ

4月
 新学期始まり
 慣れ保育
 懇談会
 家庭訪問
 こいのぼり飾り

5月
 懇談会
 健康診断

6月
 プール開き
 水遊び

7月
 七夕
 笹送り
 夕涼み会

8月
 夏期保育

9月
 防災引き渡し訓練

10月
 あそびのひろば★
 芋掘り★

11月
 健康診断
 保育参観・懇談会
 個人面談

12月
 もちつき
 お楽しみ会
 おおそうじ
 年末休園
 (29日～)

1月
 保育はじめ(4日)
 七草がゆ

2月
 節分
 卒園観劇会
 (年長)
 小学校訪問
 (年長)
 保育懇談会

3月
 ひな飾り
 お別れ会
 卒園を祝う会
 (年長)
 新入園児健診
 おおそうじ

その他にも

毎月・・・避難訓練
 誕生日会(幼児)
 身体測定
 乳児健診(0歳)
 定期的に・・・料理保育(幼児) 年長児(そら)の活動等

保育時間

① 保育時間は、子ども一人ごとに決めています。両親の勤務時間(どちらか短いほう)に通勤時間を加えて決めています。

※ 午前中の活動のため、登園は9時までをお願いしています。

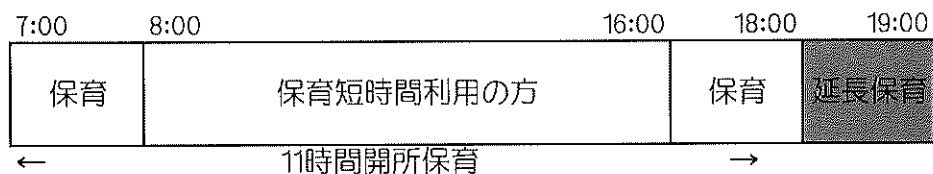
② 保育標準時間 朝7:00～夕方6:00まで
保育短時間 朝8:00～夕方4:00まで

③ 延長保育 夕方6:00～7:00まで ※保育標準時間の方
朝 7:00～8:00 夕方4:00～7:00 ※保育短時間の方

・延長保育は、幼児クラスでの合同保育となりますので、
歩行が確立した概ね1歳からの利用となります。
利用希望の方はご相談下さい。

・別途、延長保育料金がかかります。(料金は別紙参照)

④ 保育時間



⑤ 合同保育

- ・平日の朝・夕、一部合同保育の時間帯になることがあります。
- ・土曜日は職員が交代勤務となっています。一部合同保育や担任以外の職員が保育する場合もあります。

⑥ 休園日 日曜日 国民の祝日 年末年始休み(12月29日～1月3日)

⑦ その他 勤務状況 家庭状況(引っ越しなど)など変更が生じた時は
保育園、昭島市へ状況変更をお伝え下さい。

*電話番号の変更はすみやかにお知らせください。

費用負担

* 保育料(給食費)

乳児クラスは各家庭の前年度の収入・納税額を基に市役所が決定し、保育園を通さず直接納付していただきます。納め遅れが無いようにご協力下さい。保育料の額については、不服申し立て、減免などの制度もあります。必要な方はお問い合わせください。幼児クラスの保育料は無償になり、給食費(副食分)のみ実費徴収となります。

* 延長保育料

保育時間の説明にもありますように、6時以降(短時間保育利用者は7時から8時と夕方4時以降)の利用は、延長保育として保育料とは別に料金がかかります。保育時間同様、必要な方が、必要な時間のみ利用可能です。

延長保育は基本的に仕事により6時にお迎えが間に合わない方を対象にしていますので、あらかじめ申込みいただき、月単位で利用していただきます。やむを得ない理由で臨時に利用される場合、臨時利用もあります。

なお、閉園時間の7時は絶対に過ぎないようにお願いします。過ぎた場合の延長保育料は、定額より割増で頂く事になります。

※ 料金は別表参照

* 貸しオムツ代

園内では布製の貸しオムツを使用します。使用枚数に合わせて「実費負担」となります。またおしりふきも園の物を使用しますので、使った枚数に応じて料金がかかります。なおかかった費用の半額は園で補助させていただきます。

※0歳児、1歳児は使用枚数が多いため、子どもによっては計算の負担軽減のため、10枚一組でカウントさせていただく場合もあります。料金は布おむつ1回 39円になります。おしりふきは1回20円です。

* 徴収方法

上記にかかわる費用の徴収は、原則多摩信用金庫のシステムを利用した自動引き落としとなります。そのため多摩信用金庫の口座が必要となりますので、ご準備ください。

引き落とし日は15日になり、おむつ代は前月使用分を、給食費、延長保育料(定額)は当月分をいっしょに引き落とします。口座へご入金よろしくお願ひします。

※乳児クラス保育料の徴収は市の管轄になりますので、市からの徴収についての説明をご覧ください。

毎日の通園にあたって

子供に歩く力をつけ、交通安全のルールを学ばせるため、出来るだけ手をつないで徒歩通園されることをおすすめします。

自転車で送迎する時

所定の場所に倒れないように止め、荷物を持って入るようにして下さい。

子どもを乗せたまま、離れないでください。

※玄関横、調理室の前に順番に並べて下さい。

※道路には置かないで下さい。

自動車での送迎は原則禁止です

やむをえず使用する時は、近所や通行の方の迷惑にならないようくれぐれもご注意ください。懇談会や行事など、長時間に及ぶ場合は、バスか自転車でお願います。

出入り口

登降園の出入り口は「正面玄関」です。ドアの開閉は子ども任せにせず、大人がして下さい。飛び出し防止の門扉も必ず閉めてお帰り下さい。

※玄関は電子錠になっています。9時30分～15時30分、18時～7時まではカギがかかっていますので、この時間帯に来園の際は、インターホンで、お呼びください。

送迎する人「この方は誰？」

お迎えの方が変更になる時は、事前に連絡をお願いします。「誰か」明らかでない方には、お子さんをお渡しできません。

登降園の時間を守りましょう。

何かの都合で遅れる場合は、必ず連絡してください。

予定より早すぎる登園もご連絡をお願いします。

兄弟で通わせる方は

朝は大きい子を先に、小さい子は後にあずけましょう。

夕方は小さい子を先に、大きい子を後に迎えましょう。

—小さい子ほど、いろいろな人が部屋に来ることで緊張し、動揺してしまうので、できるだけ速やかに短時間で受け渡しして下さい。

園を休むとき

- ・朝、9時までには連絡してください。(電話は7時15分頃から受けられます)
- ・あらかじめ予定しているお休みは、早めに連絡をお願いします。

送り迎えについてのお願い

登降園の時間は基本的にお仕事の間に合う就業時間+通勤時間で決めさせて頂きま
す。園の職員はシフト制で早番、遅番を分担していますが、日中の保育を優先させて
いただくため、どうしても朝、夕の職員数は日中に比べれば手薄になります。そのた
め仕事上必要のある方のみ利用に絞らせていただきます。

また、登園時間の目安を、9時までに登園とさせていただきます。午前中の子ども
の遊ぶ時間や園の活動の時間を確保するためですので、ご協力お願い致します。

送り迎えの際、次の事にご注意願います。

子どもは保育園に慣れ、「社会性」が身に付いてくると、園の中では職員の言う事
がわかり、落ち着いて行動できるようになりますが、保護者がお迎えする頃には家
庭の顔に戻ります。保護者の姿を見て緊張がゆるみ、嬉しくはしゃいで思わぬ行動
に出る事もあります。子どもの事故はたくさんの大人が交差する夕方のこんな時間
帯に起こりがちです。みんなが見ているようで誰も見ていないエアポケットのよ
うな事も起こり得ますので、下記のような事に御留意下さい。

・送迎時（特にお迎え時）、子どもが親の手を離れて走り回ったり、玄関から飛び出
たりすると、とても危険です。保育園の中だから・・・と油断せず、そばにおいて
手短かに支度をして帰りましょう。大きな子が走り回ると小さな子も真似をしますし、
ぶつかって大きなけがのもとにもなります。

・わが子が帰った後も、残っている子がいます。各部屋の出入りの際には、配慮願
います。

・廊下に掛けてある子どものバッグ等を、個人的に使う事（連絡や金品のやり取り）
はおやめ下さい。やむを得ない場合は職員に相談して下さい。

・園内において許可なく「営業」「勧誘」などは行わないでください。

毎日、大勢の人が顔を合わせ、行きかう保育園です。互いに安心で気持ち良くすごせ
るように気をつけあいましょう。

笑顔、あいさつ、ちょっとした心配り。大人がお手本になって子どもたちに良いふる
まいを見せてあげて下さい。

そのほか『変わった事があったら』

まずはお知らせください。担任または園長まで

「今日は職場を離れていて連絡が取れない」

「連絡方法が変わった」

「住所、勤務先、勤務時間、電話番号、保険証の変更」[♪]

または「退園の予定がある」など、

できるだけ早めにお知らせください。

内容によっては提出書類が必要になります。



家庭と保育園が手を取り合って子どもを育てるために、
保育園では次のような連携方法をとっています。

生活ノート : 0, 1, 2歳児クラス

登園簿 : 幼児クラス

保育懇談会 : 年2～3回開いています。

個人面談 : 朝夕の送り迎えの時は、ゆっくりお話しできませんので
必要な時は遠慮なく申し出てください。
こちらから願いますこともあります。

保育参観 : 少人数ずつ、普段の園での様子を見ていただきます。

家庭訪問 : 新入園の時と、必要のある時に行います。

園だより、その他の発行物

保育園の様子や考え、行事などお知らせしています。
よく目を通し必要なものは保存しておきましょう。

個人の持ち物

- ◆ 長い一日を活動的に過ごす子どもは、何回も着替えをします。着替えは十分に、またカゴの中を使いやすいように整理して、気持ちよく取り出せるようお願いいたします。

持ち物のめやす

	0才	1才	2才	3～5才	確認、持ち帰り
着替え	4～3組	3～2組	3～2組	2～1組	毎日
肌着(半そで)	3枚	3～2	3～2	2～1	毎日
おむつ	1	1	1		毎日 ※帰宅用
おむつカバー	4～3組	3～2	3～0		毎日
食事エプロン	2	2	2～0		毎日
帽子	1	1	1	1	毎日 ※季節に合ったもの
くつ下	1	1	1	1	毎日
手ふきタオル (ひも付き)		1	2～1	2	毎日
ガーゼハンカチ	(3～2)				毎日
寝具一式	1※	1	1	1	週末
外遊び用・靴	1※	1	1	1	週末
上履き (パレシューズ)				1	週末
上履き入れ				1	週末
個人カバン (リュックまたは布バック)	1	1	1	1	毎日
くし・ブラシ				必要に応じて	週末
汚れ物入れ(ポリ袋)	1	2	2	2	なくなり次第補充
バスタオル	1	夏には毛布代わりに		1枚	週末
体操着(上下)				各1	毎日
<p>★ おねしょの心配がある子は防水シートが必要です。 ★ 汚れ物を持ち帰ったら、翌日忘れずに補充して下さい。 ※印のものは、担任から声をかけてからご用意ください。</p>					

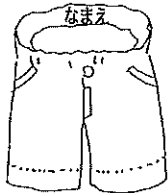
- ・すべての持ち物にマーク(または名前)をつけます。
- ・「大きすぎる」または「小さすぎる」衣類は、子どもの活動をさまたげ、だらしのない習慣がついてしまいます。ゴムのゆるみ、ボタンやスナップの外れ等、早めに修理しましょう。
- ・衣類・靴などの「キャラクターもの」はおすすめできません。

持ち物の例と名前（シンボルマーク）の位置

半袖Tシャツ



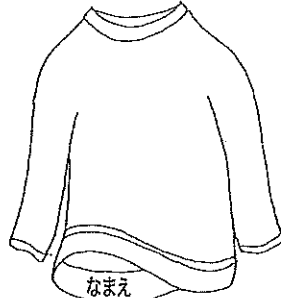
冬でも汗をかく日があります



年間通して
「半ズボン」
(せめて7分ズボン)



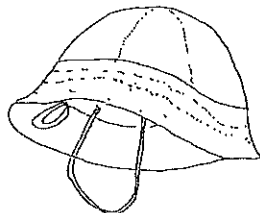
長袖シャツ・トレーナー



厚ぼったいものは調節しにくい。
袖は長すぎない



ベストまたは薄手のジャンパー

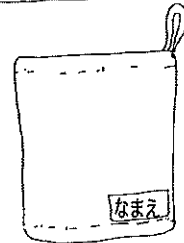


あごひも（ゴム）つき。
つばのある帽子

肌着

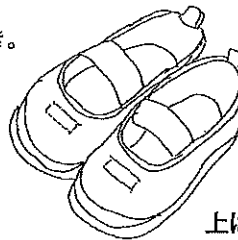


年間通し
「半そで」に



タオル

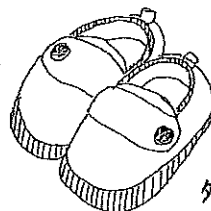
簡単に洗えて、
体に合った衣類を
用意して下さい



上ばき



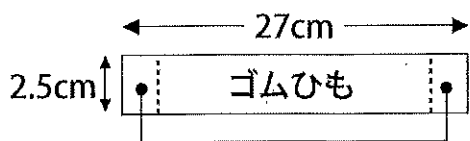
上ばき袋



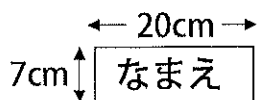
外あそび用靴

寝具について

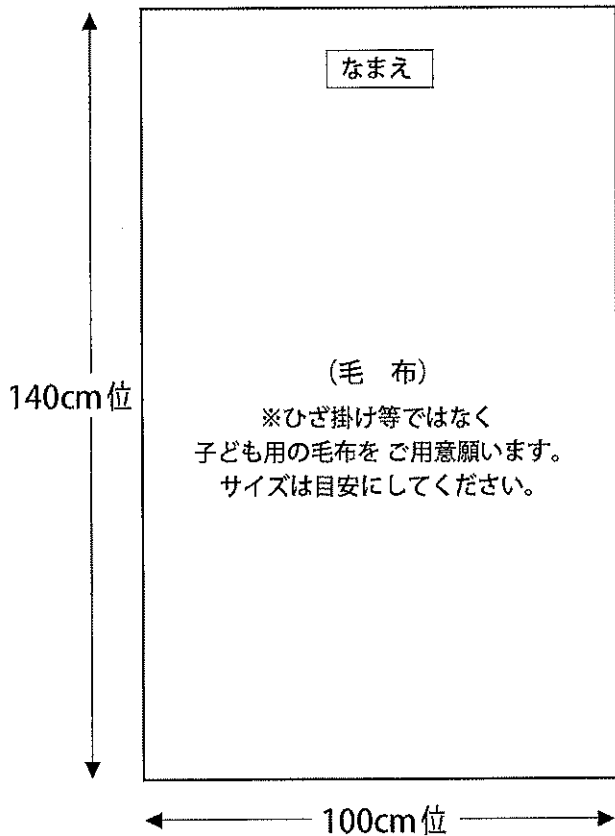
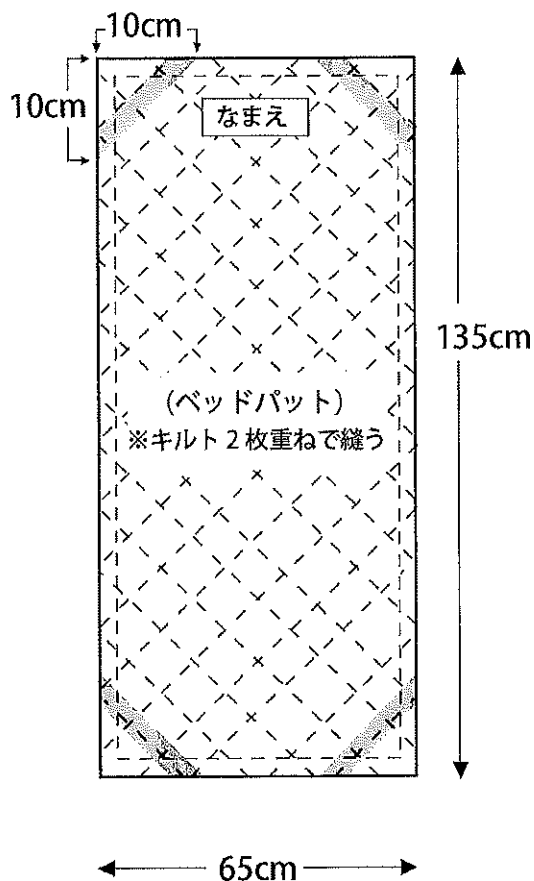
寝具は下記のサイズを参考にして、各ご家庭でご用意をお願いします。



左右に1.5cmの縫いしろ含む
ベッドパッドの《裏側》に
上記サイズのゴムひもを4隅に縫い付ける



ベッドパッド/毛布とも、
なまえを書いた布(20cm×7cm)を縫いつけます



◆「キャラクターもの」や「刺激の強い」派手な色や柄は避けましょう。

◆おもらしの心配がある子には、防水シートをご用意してください。

保 育 園 の 食 事

乳幼児期は、人間の生涯の中で最も成長が盛んな時期です。健康な身体をつくるために、発育や活動に必要な栄養をバランスよく、十分に摂らなければなりません。保育園では食事に関心を持ち、楽しみながら、よく噛んで、よい習慣で食べる子に育ててほしいと願っています。

保育園の給食

毎日出汁を丁寧にとり、和食を中心に旬のものを積極的にとり入れ、食事作りをしています。できる限り国産の食材をとり入れ、おやつは手作りを主としています。離乳食は個々の発達に合わせて進めていきます。

栄養配分

1日に必要な栄養量のうち、年齢に応じて40～50%を目安に献立を作成しています。水分補給は必要に応じて行いますが、10時のおやつはありませんので、朝食はきちんと食べて登園をお願いします。

*乳児は10時のおやつの代わりに昼食時牛乳を供しています。

食器

メラミンやプラスチックでなく、磁器やガラスを使用しています。スプーンは発達に併せて6種類用意しています。乳児が使用しているお皿は側面が底から中央部にかけて少し内側にカーブしているため、自食しやすい、すくいやすいお皿になっています。箸はすべりにくい竹箸を使用しています。遊びの中で取り入れてから、食事に取り入れていきます。

★除去食を始めるにあたっては、医師の診断書をもとに、園長、看護師、栄養士、担任と面談を行ったうえで開始いたします。

★給食はサンプルを展示しています。献立表とともに、ご家庭の食事作りにお役立てください。レシピも用意がありますので、お気軽にお声かけください。

健康な園生活のために

子どもが集団の中で健やかに成長・発達するためには、まず「体調」がよく、睡眠・食事・清潔など、「生活のリズム」を整えた状態で登園する事が重要です。園でも嘱託医を置き、0歳児は毎月、1・2歳児・幼児は年2回健康診断を行っております。その他にも年1回の歯科検診があり、園児の健康を大事に考えております。

保護者の方も元気で楽しく保育園生活が過ごせるように、次の事をぜひ心掛けて下さい。

早寝早起きの習慣をつけましょう。

昔から「寝る子は育つ」と言われています。

乳幼児は、眠っている時に成長ホルモンがたくさん分泌されます。ただどんな時間帯でも良いというわけではなく、小さい子が8時以降起きていると分泌は悪くなってしまいます。この成長ホルモンは、夜10時間くらい続く質の良い眠りの中で盛んに分泌されるのです。一方昼間の活動のもとになる活性ホルモンは、早朝から出始めます。

「早寝早起き」は子どもが健康に育つための基本になる習慣です。

★ 遅くとも9：00までには寝かせ、7：00までには起きる習慣にしましょう。

朝食は必ず食べて登園

保育園で元気に遊び、活動のもとになるのは朝食の栄養です。

登園前に子どもの様子をしっかり観察

☆ 顔色、食欲、機嫌はどうか。

☆ 咳、鼻水、おう吐、下痢、便秘、目やに、発疹、湿疹はないか。

☆ 熱を必ず測って、登園の際に記録できるようにしましょう。低すぎる場合も、注意が必要です。

こんな時はお休みして安静にしましょう。

- ◎ 朝から37度5分以上の熱がある。
- ◎ 38度以上の熱が出た次の日。
- ◎ 機嫌が悪い、元気がない、食欲がないなど。
- ◎ 何度もおう吐した時。
- ◎ 何度も下痢をした時。
- ◎ 咳、鼻水がひどい時。
- ◎ 伝染性の病気にかかった時。

このような場合、健康な子供と一緒に生活し、行動することは大変負担がかかり、病状が悪化したり、他の子供にうつしたりします。特に下痢、おう吐は本人が元気でも、他人に感染する可能性がとても高いです。

できるだけ早めに休養を取り回復させてあげてください。

上記のような症状の場合はお迎え願います

保育中に上記のような症状になった場合、あらかじめご相談した連絡先に電話をかけさせて頂きます。繋がらない場合には、職場に連絡させていただく事もありますので、ご了承ください。子どもの安全にも関わる事です。必ず何らかの形で連絡を取れるように置いて下さい。職場の出張などいつもと違う場合は、必ず登園時に伝えるようお願いいたします。

万が一連絡が取れない場合、子どもの安全を優先し、園の判断でしかるべき対処をさせていただきます。

長い園生活において

長い園生活において、子供が体調を崩すことは一度や二度ならずありえることです。体の小さい頃は抵抗力も弱く、長期の休養が必要な感染力の高い病気になることもありえます。その際、仕事を休めない、祖父母の方などに頼れないこともあるかもしれません。そんな時に備えておくことも、長い園生活を過ごす上で大事なことです。市内ではそんな時に保護者を支える手段として、ファミリーサポートや病児、病後児保育などがあります。万一に備えて、利用方法を調べておくことや、登録されておくことをお勧めします。

感染性疾患について

抵抗力の弱い乳幼児の集団では、感染症が発生すると次々に感染します。病気によっては、重症化したり、合併症の危険のあるものもあります。このような病気を蔓延させないことを集団生活のルールとして、みんなで守りましょう。

保育園で感染症がでた場合には、玄関やクラスに掲示してお知らせしていますので、参考にしてください。

はやり目・はしか・風疹・水ぼうそう・おたふく・百日咳など伝染性の強い病気(綴じ込みの一覧表参照)は、病気が回復したら、登園の前に「治ゆ証明書」が必要になります。再受診して医師に記入してもらってください。

*「治ゆ証明書」「登園届」は保育園のホームページからダウンロード、もしくは入園のしおりの綴じ込みをコピーし使用して頂くか、保育園の事務所にあります。登園時に提出をお願い致します。

予 防 接 種

保育園という集団の場に入るということは、家庭での暮らしに比べ、いろいろな雑菌に触れる機会が多くなることでもあります。その中で、『抵抗力』も自然についていくものですが、命にかかわるような病気は避けなければなりません。

拝島保育園には0歳児から年長児まで多くの子ども達が通園しています。ご自身のお子さんを守ることで、他のお子さんへの感染を防ぐことができ、他のお子さんを守ることに繋がります。

体調の良いときを見計らって、無理をせず計画的に受けましょう。

薬の扱いについて

保育園は健康な子どもを保育するところですから、『薬』は原則として預かりません。

ただし、次のような場合には事前にご相談ください。

慢性疾患等のため、医師が保育園での服用を指示し、その時に処方した薬であること。

次のような場合はお預かりできません

- * 市販の薬や、家にあった古い薬。
- * 朝、夕、夜などに時間をずらして家庭での服用が可能。
- * 現に、咳や下痢・熱・おう吐・痛みなど、症状が残っている。

お医者さんにかかる時は・・・

『保育園に行っている』ことを伝えて登園させても良いか確認し、薬は『家庭で飲めるように、時間や回数が調節できるでしょうか?』と相談してみましょう。

※ 園での服薬が必要になった時は、
医師記載による与薬指示書と、
保護者記載による与薬依頼票が
必要になりますので、
事前に看護師にご相談下さい。



苦情解決窓口について

保育園に関する意見、苦情などに適切に対応するための窓口があります。

- ・ 苦情解決責任者 園長
- ・ 苦情受付担当者 クラスのリーダー及びフリー保育士
- ・ 第三者委員 2名
※ 地域の関係者として民生・児童委員や法律の専門家などに依頼しています。これらの方に直接苦情を言うこともできます。

通常は、日常的に職員との話し合いによって理解、解決を図るのが望ましいことです。気になったことは「まず担任」または「園長」にお気軽にお申し出ください。

雨降って地固まるのことわざがありますが、困った問題が起きても解決に向かって双方で努力し、話し合うことで前よりもっと良い関係になることができます。私たちはそのような形を望んでいます。

第三者委員連絡先

- ・ 秋山 宏子 (民生委員)
昭島市拝島町 5-10-25 Tel042-541-3900
- ・ 尾林 芳匡 (弁護士)
立川市富士見町 4-11-18 Tel042-523-6356

苦情解決のもうひとつの方法として、昭島市のオンブズパーソン制度があります。こちらも弁護士や学識経験者が解決に向け相談に応じます。詳しくは、昭島市役所にご相談ください。

昭島市役所 Tel042-544-5111

園でけがをした時

保育園では、「ケガの無いように・・・」を第一に保育をしています。十分注意しているつもりでも、元気で活動する子どもに「ケガ」をまったくさせませんとはお約束できません。

※ 軽いものは園で応急処置します。

もしも、保育中にけがをした場合

ケガの状態によっては、園の判断で受診させる事があります。まず保護者の方に連絡を取り、受診の手配をします。その際の治療費などは、園が入っている団体加入保険から保障させていただきます。受診の仕方によっては、いったんご家庭に立替えていただく場合もありますので、ご了承ください。また保険は、一定の金額以上から適用される仕組みになっておりますので、場合によっては乳児医療証を使わせていただくこともあります。

引き続き通院が必要な場合、保育中に看護師などが不在することは安全上問題が生じることもありますので、保護者の方に通院していただくようお願い申し上げます。しかしお仕事の事情などでそれが難しい場合、ご相談の上で、出来る限り協力いたします。ご理解のほど、お願い申し上げます。

園加入の保険

- ・日本スポーツ振興センターの災害共済

保育中に起こったケガや事故等の診療費が保証されます。

- ・全国私立保育園連盟の団体保険

保育園賠償責任、傷害保険になります。

施設賠償 対人1名2億円/1事故10億円 対物1事故200万

生産物賠償 上記同様

傷害保険 死亡・後遺障害 121.2万円 入院保障金日額 1,700円

通院保険金日額 1,100円

この他初期対応費用特約もあります。

緊急災害時の避難場所

「大規模地震が発生」または「警戒宣言が発令された」場合、園自体も避難場所であるため、園児は園に留まります。しかし、ライフラインが断たれた等、園児の安全を確保出来ない状況になった時には、次の避難所の拝島第一小学校に移動しますので、家族や緊急時のお迎えの方と情報を共有しておいて下さい。

第一避難所 拝島保育園

第二避難所 拝島第一小学校

緊急時の連絡手段について

非常時に園の連絡手段として、園の電話を災害時優先電話にしております。これは災害時電話線がパンクしないように通話制限をかける事がありますが、これに該当しないと言う事です。皆さまから園への連絡は繋がりにくくなりますが、園からは繋がります。

緊急時のメール配信システムについて

上記のように非常時連絡が取りやすいよう対策を取ってはいますが、全園児の保護者一人一人に連絡を取るのは大変時間がかかります。そこでもう一つの連絡手段として、登録していただいた保護者の方に、一斉にメールで情報を送信し、開封確認の取れない方に絞って電話をかけるという方法もとっております。東日本大震災の時の東京は、やはり電話は繋がりませんでした。比較的負荷の軽いメールは受け取れた方も多かったそうです。行事の雨天時の連絡等にも使っていますので、全園児の登録のご協力お願い致します。

※ まったくライフラインが断たれ、連絡も一切取れない時に備え、園では非常用の食料や水、トイレや防寒グッズ、カセットコンロや発電機などを備えております。お預かりしている園児を保護者の方に引き渡すまで、責任を持って保護いたします。

避難訓練	火災、地震を想定し、毎月1回実施
防災設備	自動火災探知機、煙、熱感知器設置。年2回設備点検実施
防犯設備	学校110番、玄関電気錠、防犯カメラ設置

個人情報・プライバシー情報の取り扱いについて

(基本理念)

拝島保育園では『個人情報保護に関する法律』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての職員及び園児の家族は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

拝島保育園では、保護者より口頭もしくは文章により得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、その目的以外で使用する事はありません。目的以外で使用する場合は同意を得てから使用するものとします。

尚、個人情報・プライバシー情報は以下の目的で使用いたします。

- ・ 誕生児紹介・・・子どもたちがお互いに誕生日を喜び合えるように園内に貼り出します。
- ・ お便り帳、登園簿・・・保護者と職員の連絡にのみ使用します。
- ・ 写真・・・保育の様子、行事等をお伝えする為、また修了写真販売のため園内に貼り出し、ホームページへの掲載、園だよりへの掲載を行います。(ホームページには全体の雰囲気わかる程度の写真です。)
- ・ ビデオ・・・クラスの様子分かるように撮影し、懇談会でクラスの保護者が観賞します。また、園内職員研修や保育研究会で使用することもあります。
- ・ 健康手帳・健康記録・・・園児の健康管理に必要な物です。職員と園医のみ利用します。
- ・ 保険証・医療証のコピーの預かり・・・怪我などで受診する際に使用します。
- ・ 卒園文集・・・個人の顔写真、生年月日、が載ります。文集作成時に再度掲載の確認をいたします。文集の配布は卒園児と職員のみです。

(個人情報の第三者への提供)

拝島保育園では『個人情報保護法』第23条により、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供する事はありません。

(個人情報の管理)

拝島保育園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏えい、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失くした個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(写真掲載等の拒否)

個人情報・プライバシー情報の利用目的に賛同できず、拒否されたい方は園長までお申し出ください。

園の概要

1、事業者

事業所の名称	社会福祉法人 大龍会
代表者氏名	理事長 鈴木 常英
法人の所在地	東京都葛飾区東金町 3-23-13
法人の電話番号	03-3607-3610
定款に定めた事業	第2種社会福祉事業 ・ 保育所の経営・一時預かり事業の経営 ・ 地域子育て支援拠点事業の経営

2、事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児幼児の保育事業を行う。

3、運営方針

- ・ 「子どもの最善の利益を守りながら、子どもの生きる力を育み、保護者の子育てと就労を支えます。
- ・ 地域交流の拠点として、子どもを大切にする地域づくりを目指します。
- ・ 仕事に誇りを持ち、子どもが成長する喜びを分かち合える職場づくりを行います。

4、施設概要

名称	拝島保育園
所在地	東京都昭島市拝島町 2-4-26
電話番号	042-541-1074
法人創立年	昭和 33 年
事業認可年月日	平成 17 年 4 月
施設長名	折原正寛
入所定員（年齢別）	0歳児：9名 1歳児：15名 2歳児：18名 3歳児 22名 4, 5歳児 45名 計 109名 但し、入園希望状況によっては弾力的に受け入れる。
職員数	36名
囁託医	小児科医 山口 美穂 歯科医 真山 孝
保育事業の種類	乳児保育（産休明け）障害児保育 一時保育 延長保育

5、開所日、開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	午前7時から午後7時
休所日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

6、施設規模

敷地面積	1.481.48 m ² （延べ床面積 1.032.80 m ² ）
建物	鉄筋コンクリート造 [※] フイング [※] ぶき地下1階付き2階建て
施設の内容	乳児室・ほふく室 2部屋（89.91 m ² ） 保育室 4部屋（159.85 m ² ） 遊戯室1部屋（58.63 m ² ） 調乳室1部屋（33.12 m ² ） 沐浴室1部屋（8.72 m ² ） 乳幼児トイレ 6か所 事務室・医務室1部屋（29.62 m ² ）

7、職員体制

職名	人数
園長	1名
保育士	18名（内正規16名）
看護師	1名
栄養士	1名
調理員	2名
事務員	1名
保育パート	2名
嘱託医	2名
地域施設職員	3名
その他用務他	7名

○延長保育料（時間外保育）

延長保育料	利用時間	0～2歳	3～5歳
	30分	250円	150円
	1時間	500円	300円
	2時間	1,000円	600円
	月額(1～2時間・月5回以上)	5,000円	3,000円

*登園時の時間外保育については、午前8時以前についてのみ徴収する。

生活保護世帯、市民税非課税ひとり親世帯、市民税非課税世帯は、50%を免除とする。

*降園時の延長保育料（時間外保育料）については、各園で定める教育標準時間・保育短時間の終了時刻から午後6時までは50%を免除とする。

*午後6時以降の延長保育料（時間外保育料）について、生活保護世帯、市民税非課税ひとり親世帯、市民税非課税世帯は50%を免除とする。

○一時預かり保育料（時間外保育）

一時預かり保育料	利用時間	0～2歳	3～5歳
	1時間	500円	300円
	2時間	1,000円	600円
	半日	1,500円	900円
	1日（8時間）	3,000円	1,800円
	月額(1～2時間・月10回以上)	5,000円	3,000円
	月額(半日・月10回以上)	15,000円	9,000円
	月額(1日・月10回以上)	30,000円	18,000円

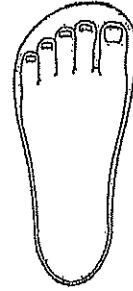
*生活保護世帯、市民税非課税ひとり親世帯、市民税非課税世帯は、50%免除とする。

*保育所型(別室型)、余裕活用型(定員枠内)、幼稚園型、休日保育型とも同一保育料とする。

子どもの靴の選び方-足の構造に合った靴の形とは-

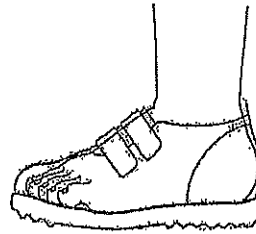
1. 足の指が動かせるような、ある程度の空間が必要

まず靴を履いて靴の中で足の指が自由に動かせること。
足の指は、立ち上がって体重をかけただけでも前に伸びる。
大人でも指先は靴の中で1cmくらいは余裕を見るとよい。
これを靴の用語で「捨て寸」と呼ぶ。
靴の中で足の指が自由に動かせないと、きつくて歩けなくなる。
子どもの足先は扇型なので、これに合った形がよい。



2. 足のアーチのしなりに対応しつつ、靴と足をぴったり合わせる

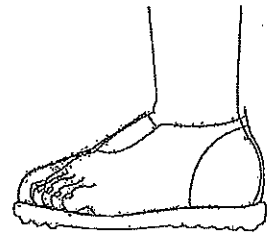
甲の部分に弾力性がある。
例えば人間がパーンと飛んで、パッと着地すると、
足のアーチが柔軟に広がって衝撃を吸収する。
歩いているときに意識しないだけで、
この運動をしょっちゅうやっている。
この運動を阻害してはいけないので、
甲の部分には弾力性や柔軟性がないといけない。



・大きすぎる靴で、足の甲が緩いと
足全体が前のほうにずれてしまう

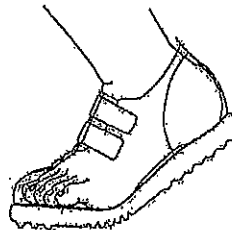
3. かかとの形に合ったものでしっかり補強、ねじれや歪みのないものを選ぶ

かかとの部分は絶対に動かないこと。
だから靴を履いて靴の中でかかたがパクパクするとか、
動いてはいけない。
かかとは絶対にピシッと合っていることが大切である。
要するにかかたを包み込むような靴をまず選ぶことだ。
しかし、かかとの形というのは人によって違うので、
とにかく履いてみること。
靴のかかたがあまりにきつくても余裕がありすぎてても
靴擦れはできるが、ピッタリとしていたら靴擦れはできようがない。



4. 靴底は足に合わせて曲がり、すぐに元に戻る反発力のあるものを

子どもには、できるだけ軽い靴がよい。
重たい靴、底が極端に固い靴はすすめない。
甲や靴底は柔らかくて反発力のあるもの、
いわゆるギュッと曲がったら元に
パッと返るといふ、そういうものがよい。



・靴底が硬いもの、かかとの形が合わ
ない靴はかかたが浮く

靴選びは親の責任、子どもに任せないで